

解体工事現場における事故が多発しています



令和3年中に大阪中央労働基準監督署管内の解体工事現場において、休業4日以上労働災害が16件発生したほか、重機の転倒や外部養生の倒壊事故が発生しています。

事例1 重機の用途外使用による墜落災害

災害の概要

解体用機械で用途外のつり上げ作業をしたところ、荷に押され高さ約7mから墜落。

発生原因

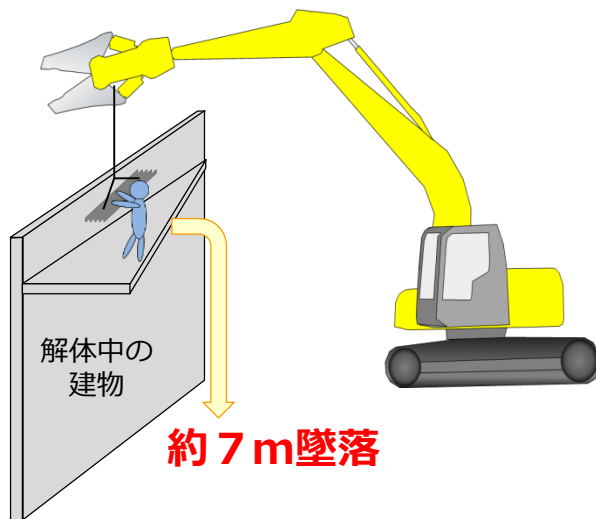
- ・車両系建設機械を用途外使用したこと。
- ・墜落防止措置を講じていなかったこと。
- ・作業計画のとおり作業をしなかったこと。

再発防止対策

- ・車両系建設機械を用途外使用しない。
- ・墜落防止措置を講じる。
- ・作業計画を定め、その計画どおりに作業を行う。

違反条文

- ・安衛法第20条（安衛則第164条）違反
- ・安衛法第21条（安衛則第519条）違反
- ・安衛法第20条（安衛則第155条）違反 など、、、



事例2 昇降設備未設置による墜落災害

災害の概要

鉄骨梁上から建物の手すりを足掛かりにして降りようとして墜落。

発生原因

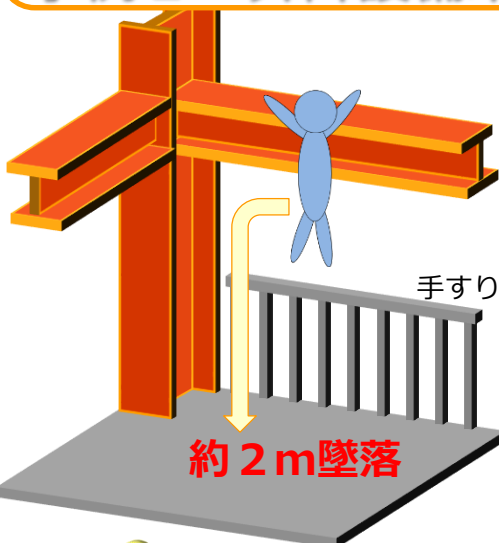
- ・安全に降りるための昇降設備を設置していなかったこと。

再発防止対策

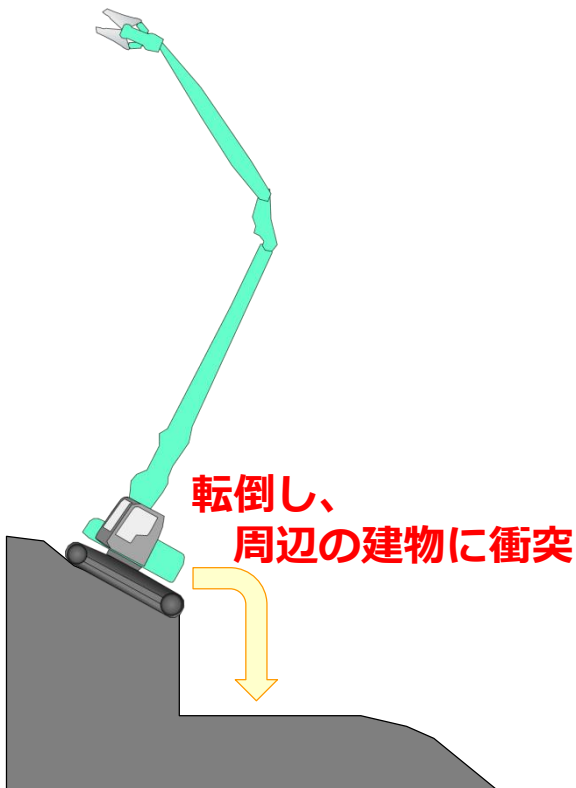
- ・安全に昇降できる設備を設ける。
- ・昇降設備のない箇所への通行を禁止する。

違反条文

- ・安衛法第21条（安衛則第526条）違反 など、、、



事例3 特定解体用機械の転倒事故



事故の概要

特定解体用機械を不安定な箇所で使用し転倒し、周辺の建物にアームが衝突した。

発生原因

- ・ 特定解体用機械を不安定な傾斜部分において使用したこと。
- ・ 作業計画を作成していなかったこと。

再発防止対策

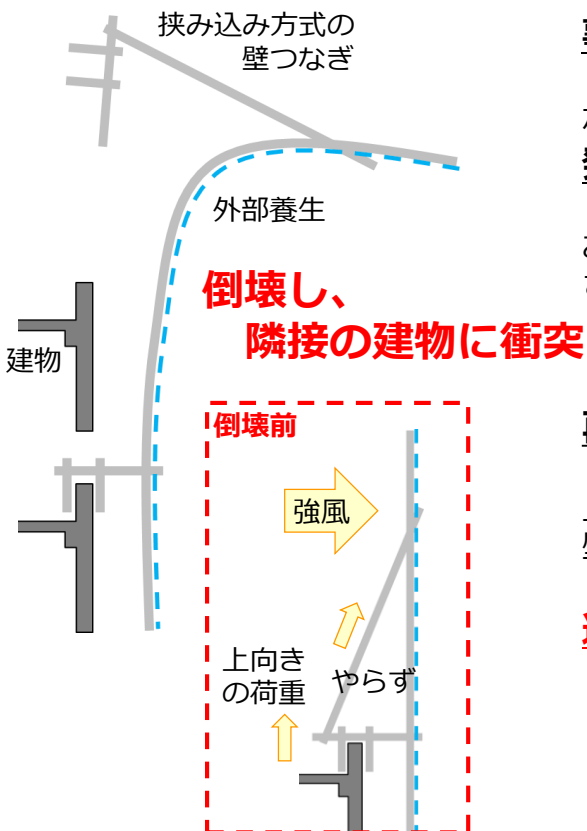
- ・ 特定解体用機械を転倒等の危険のある箇所で使用しない。
- ・ 作業計画を作成し、作業計画により作業を行う。

違反条文

- ・ 安衛法第20条（安衛則第171条の4）違反
- ・ 安衛法第20条（安衛則第155条）違反 など、、、

※「特定解体用機械」…ブーム及びアームの長さの合計が12m以上である解体用機械のことで、転倒等の危険のある箇所での使用が禁止されています。

事例4 解体用外部養生の倒壊事故



事故の概要

強風により解体用外部養生の挟み込み方式の壁つなぎが外れて倒壊し、隣接の建物に衝突した。

発生原因

・ 最上部の壁つなぎの支持部分は単管で挟み込まれており、風を受けた際に上向きの荷重に対する固定がされていなかったこと。

再発防止対策

・ 最上部でやらずを組んで壁つなぎを固定する場合には、上向きの荷重にも耐えられるよう、アンカーボルト等で壁つなぎを固定する。

違反条文

- ・ 違反なし
- ・ 再発防止対策を徹底すること。